

東北地方整備局事業評価監視委員会一般傍聴規程

会議を傍聴する者は次の事項を遵守するものとする。

1. 会議を傍聴する者は、あらかじめ事務局の用意する所定の書式に住所氏名等を登録すること。なお、会場の都合により会議の傍聴者数を制限する場合がある。
2. 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法などにより、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
3. 会場において写真・ビデオカメラ等の撮影をしないこと。
4. 会場において、飲食または喫煙しないこと。
5. その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となるような行為をしないこと。
6. 傍聴人が本規程に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは傍聴人に退場を命ずることができる。

東北地方整備局事業評価監視委員会